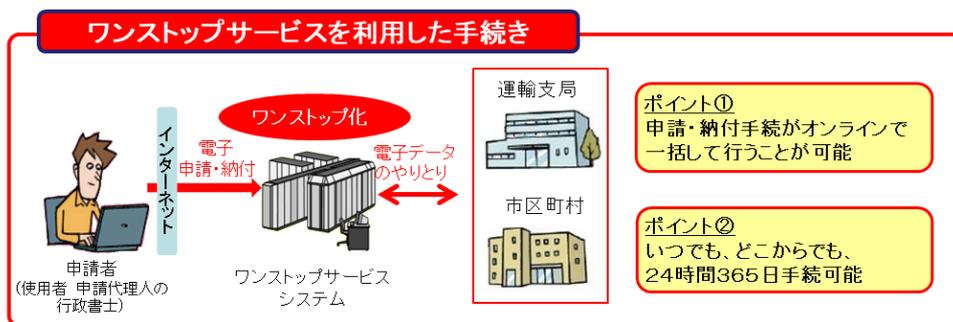


令和8年2月27日  
物流・自動車局  
自動車情報課

## 二輪の軽自動車が自動車保有関係手続ワンストップサービス対象に！ ～自動車保有関係手続のデジタル化を推進～

行政手続のデジタル化について政府全体で推進しており、国土交通省においても自動車保有関係手続をオンラインで一括して申請できる、ワンストップサービス(OSS)の対象車種及び対象手続を順次拡大してきたところです。

今般、OSSの更なる利便性向上のため、令和8年4月1日から二輪の軽自動車(軽二輪)<sup>注</sup>をOSSの対象とすることとしました。



注：道路運送車両法に基づく、総排気量 125cc 超 250cc 以下(内燃機関以外のものを原動機とする場合は、定格出力 1.0kW 超)、長さ 2.5m 以下、幅 1.3m 以下、高さ 2.0m 以下の二輪の軽自動車

### 1. 対象車種及び対象手続

二輪の軽自動車にかかる手続きのうち、以下の手続きがワンストップサービスの対象です。

- 新車新規届出
- 記載事項変更
- 軽自動車届出済証返納(一時使用中止)
- ※ メーカー等から(一財)自動車検査登録情報協会 自動車情報管理センター(AIRAC)に譲渡証明書や、自賠責保険(共済)証明書の情報が登録されたもののみ対象となります。
- ※ メーカー等の対応状況については、各メーカー等にお問い合わせください。
- ※ 上記の手続きでは、市区町村への軽自動車税申告もオンラインで行われます。

### 2. その他

二輪の軽自動車の OSS 申請開始に合わせ、窓口申請においても「譲渡証明書(新車新規届出に限る。)」や、「自賠責保険(共済)証明書」の電子的な確認が可能になり、紙の原本提出が不要になります。

#### <問い合わせ先>

物流・自動車局 自動車情報課 武笠・石田・杉山

(代表)03-5253-8111(内線:42-118) (直通)03-5253-8587